

油木下ギャラリー 宿泊及び利用約款

本約款は、株式会社物流情報システム（以下「当社」といいます。）が提供するジードルバースのメンバー（ジードルバース利用規約第2条の記載するメンバーをいいます。以下メンバーといいます。）が当社との間で岡山県津山市油木下にある対象施設「油木下ギャラリー」における利用に関する契約（以下「利用契約」といい、当該利用契約の目的とする対象施設を「本施設」といいます。）の内容について定めるものです。用語の定義は、別段の定めのない限り、ジードルバース利用規約（以下「利用規約」といいます。）の定義によるものとします。

第1条（適用範囲）

1. 当社がメンバーとの間で締結する利用契約及びこれに関連する契約は、利用規約に定めるところによるほか、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（利用契約の申込み）

当社に利用契約の申込みをしようとするメンバーは、ウェブアプリから次の事項を当社に申し出ていただきます。

利用者氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス

利用人数

利用日時

利用料金（原則として別表1の利用料金による。）

その他当社が必要と認める事項

第3条（利用契約の成立）

メンバーが、ウェブアプリを通じて本施設に関する利用契約の申込みをした場合、利用料金のご入金確認後、当社がメンバーにより登録された電子メールアドレス宛に利用予約が完了した旨の電子メールを送信する方法により通知した時点をもって、当該本施設に関する利用契約が成立するものとします。但し、通信環境、コンピュータの不具合等、何らかの理由により利用

予約が完了したにもかかわらず、電子メールの送信がされなかったとしても、ウェブアプリより予約内容を確認できる状況になれば、利用契約は成立するものとします。

第4条（利用契約締結の拒否）

当社は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

1. 利用の申込みが、利用規約又は本約款によらないとき。
2. 利用の申込みが、メンバー以外の者により行われたとき。
3. 満室により客室の余裕がないとき。
4. メンバーが、利用に関し、法令の規定、公の秩序又は善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
5. メンバーが、次のaからcに該当すると認められるとき。
 - a. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - b. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - c. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
6. メンバーが、他のメンバーに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
7. メンバーが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
8. 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
9. 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。

第5条（メンバーの契約解除権）

1. メンバーは、ウェブアプリにおいて、本施設の利用契約の変更又はキャンセルを利用日7日前の15時まで無料で行うことができるものとします。
2. 当社は、メンバーが利用日6日前の15時以降に変更若しくはキャンセルした場合、又はキャンセルを行わずに本施設に利用しなかった場合、別表2に定めるキャンセル料又は違約金を申し受けます。

第6条（当社の契約解除権）

1. 当社は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

- a. メンバーが利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - b. メンバーが次の(i)から(iii)に該当すると認められるとき。
 - i. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ii. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - iii. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - c. メンバーが他のメンバーに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - d. メンバーが感染者であると明らかに認められるとき。
 - e. 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - f. 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
 - g. 本施設の所在する都道府県その他地方自治体の条例の規定する場合に該当するとき。
 - h. 本施設での寝たばこなど当社所定の喫煙所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当社が定める各種利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものを含みますがこれに限られません。）に従わないとき。
2. 当社が前項の規定（第f号を除く。）に基づいて利用契約を解除したときは、第5条の規定に従い、当該解除の時点に応じたキャンセル料をお支払いいただきます。

第7条（利用の登録）

メンバーは本施設における利用前に現地にて、次の事項を登録していただきます。

メンバー及びメンバー以外の氏名、年齢、住所及び電話番号

チェックイン日、時間

チェックアウト日、時間

その他当社が必要と認める事項

第8条（使用時間）

メンバーが本施設を使用できる時間は、10時から15時までとします。ただし、連続して利用する場合においては、チェックイン日及びチェックアウト日を除き、終日使用することができます。

第9条（利用規則の遵守）

メンバーは、本施設及びこれに付帯する敷地・設備内並びに拠点エリア内においては、当社が定めた本施設内又はウェブアプリに掲載した利用規則に従っていただきます。

第10条（緊急連絡先）

1. 本施設に滞在期間中における本施設に関する連絡先及び営業時間は、次のとおりです。
 - 担当窓口 06-6615-0027 / gydelvase@gmail.com
 - 年末年始を除く24時間
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条（料金の支払い）

1. 利用者が支払うべき利用料金等の内訳は、別表1及び別表2に掲げるところによります。
2. 前項の利用料金等の支払いは、事前にメンバーが当社に申し出たクレジットカードもしくは銀行振込により、仮予約の2日以内に行っていただきます。

第12条（当社の責任）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりメンバーに損害を与えたときは、下記賠償責任保険の範囲内で賠償します。
2. 当社は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条（契約した本施設の提供ができないときの取扱い）

当社は、第3条に基づき利用契約を締結したにもかかわらず本施設を提供できないことにより、メンバーに対して損害賠償義務を負う場合、第12条第1項の規定にかかわらず、当該賠償額は1万円を上限とするものとし、メンバーは、被った損害の金額にかかわらず、かかる金員以外に当社に請求しないものとします。なお、本施設を提供できないことについて、下記※の事情によるような当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は損害賠償義務を負いません。※天災地変、戦争、暴動、内乱、通信回線の事故、法令・規則等の改正、感染症又は疫病の蔓延その他当社の合理的統制が不可能な事由。

第14条（メンバー及びメンバーの同伴者の手荷物又は携帯品の取扱い）

1. メンバー及びメンバーの同伴者（以下「全ての利用者」といいます）は、本施設において物品又は現金並びに貴重品を当社にお預けいただくことはできません。したがって、これらの管理については、全ての利用者において自己責任の下、厳重に管理してください。当社は、全ての利用者の責めによる物品、現金又は貴重品の紛失、損壊、滅失又は盗難等については、一切責任を負いかねます。
2. 全ての利用者が、本宿泊施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当社の責めに帰すべき事由により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当社は、全ての利用者が現実に被った直接かつ通常の損害に限り賠償します。ただし、当社に故意又は重過失が認められる場合には、この限りではありません。

第15条（全ての利用者の手荷物又は携帯品の保管）

1. 全ての利用者は、手荷物を自ら持参するものとし、万一、全ての利用者の手荷物が、全ての利用者の利用に先立って本施設に到着した場合、当社はこれを受領し、又は保管する責任を負いません。
2. 全ての利用者がチェックアウトしたのち、全ての利用者の手荷物又は携帯品が本施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとし、また、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日に最寄りの警察署に届けます。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、全ての利用者はこれらの物の所有権を放棄したものとみなされるものとし、当社にて任意に処分させていただきます。
3. 当社は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、当該利用者がこれに異議を述べることはできないものとし、また、
4. 前項の場合における全ての利用者の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、前条第2項の規定に準じるものとし、
5. 第2項の保管、当該利用者の指示への対応、警察署への届出に要する費用は当該利用者の負担とします。

第16条（フリーWi-Fiの使用）

1. 当施設内でのフリーWi-Fiの利用に当たっては、利用客ご自身の責任において行うものとし、利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断した場合や、フ

リーWi-Fiの利用による結果、利用客がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。

2. フリーWi-Fiの利用に際し、当社が不適切と判断した行為により、当社または第三者に損害が見込まれる場合又は損害が生じた場合についてはその損害相当額を申し受けます。

第17条（駐車場の責任）

全ての利用者が当社の駐車場をご利用になる場合、当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当社の故意または重過失によって損害を与えたときは、当社は、全ての利用者が現実に被った直接かつ通常の損害（当社の故意又は重大な過失による場合には相当因果関係のある損害）に限り賠償の責めに任じます。

第18条（全ての利用者の責任）

1. 全ての利用者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該利用者は当社に対し、その損害を賠償していただきます。
2. メンバーは、同伴者をして、本利用施設の利用に関する規則（利用規約及び本約款中の規定を含みますがこれに限られません。）を遵守させるものとし、同伴者の行為について一切の責任を負うものとします。

第19条（協議事項）

本約款の準拠法は日本法とし、本約款又は本サービスの利用に関して、当社と本メンバー及びメンバーの同伴者との間で紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年8月1日 制定

別表1 施設ご利用料金

※下記は消費税抜の金額です。別途10%の消費税を申し受けます。

種別	ご利用可能人数	金額
宿泊ご利用	大人最大6人 子供を含み10人まで	27,500
日帰りご利用	最大10人まで（大人・子供）	20,000
バレルサウナ貸出し	最大6人（大人・子供）	5,000
キャンプ用テント貸出し	4人用テント	3,000～
BBQ用テーブル貸出し	6人用テーブル	3,000～
調理用ストーブ	—	3,000
スウェーデントーチ	—	3,000
BBQ用炭（2kg）	—	1,000

※大人：中学生（13歳～）以上 ※子供：小学生以下

別表2 キャンセル料・違約金（第5条第2項関係）

種別	条件	金額
キャンセル料	ご利用7日前の15時までの キャンセル	無料
	ご利用6～3日前の 15時以降のキャンセル	ご予約料金の50%
	ご利用2日前の 15時以降のキャンセル	ご予約料金の100%
違約金	無断不利用	ご予約料金の100%